

介護職員等特定処遇改善加算に係る『見える化要件』について

介護職員の処遇改善については、これまでも何度か取り組みが行われてきました。

令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当法人では、介護職員等に対して給与の底上げをするために設けられた制度である介護職員等特定処遇改善加算を令和6年度より取得し、介護職員等の賃金改善に努めてまいります。

なお、介護職員等特定処遇改善加算の算定には下記の要件を満たしていることが必要です。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件	
①現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。	
②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。	
③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ等により「見える化」を行っていること。	

①処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス種類	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ケアサービス はるかぜ	訪問介護	Ⅰ	Ⅱ
	デイサービス	Ⅰ	Ⅱ

②職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	経営理念やケア方針・人材育成方針、実現の為の施策・仕組みなどの明確化。 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する受講支援。 研修の受講やキャリアアップ等に関する相談機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 職員の事情等の状況に応じた勤務体制や職員の希望に即した雇用形態の転換制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	健康診断・ストレスチェック、従業員の為の休憩室設備等健康管理対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 高齢者雇用による業務分担の明確化 5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	職場内のコミュニケーション円滑化による勤務環境やケア内容の改善 地域住民との交流による地域包括ケアの一員としての意識向上

③「見える化」要件

ホームページへの記載

- ・介護サービス情報公表システムへの記載
- ・法人ホームページへの記載